



Title	森林認証制度と施業
Author(s)	吉田, 俊也
Citation	北方森林保全技術, 第18号, 41-42
Issue Date	2000-10-02
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73311
Type	bulletin (article)
File Information	1999_1-11.pdf



[Instructions for use](#)

I - 1 1 森林認証制度と施業

雨龍地方演習林 吉田俊也

はじめに

世界的な森林の消失や劣化の問題に対するひとつの解決策として、森林認証制度が注目されるようになってきた。わが国での展開はまだ端緒の段階であるが、将来的にはわれわれ演習林の運営にとっても無視できない存在になる可能性がある。そこで本報告では、制度に関する基本的かつ共通の認識を高めることを目的に、制度の概要について簡単にまとめ、今後の演習林としての取り組みについて私見を述べる。

「森林認証制度」とは？

森林認証制度（木材認証制度、あるいはラベリング制度とも呼ばれる）は「ある森林が、合意された基準・原則に基づいて施業管理されているかどうかを独立した第三者機関が評価する制度」と定義される。もう少し端的に言えば、「持続可能に管理されている森林から生産された木材」に対して「証明書を発行すること（ラベリング）」が制度の根幹である。法的手段に依拠した直接規制とは異なる、市場メカニズムによる「ソフト」な政策手段であり、さまざまな利害関係を調整しながら環境政策を補完する役割が期待されている（WWF Japan, 1996）。

森林認証制度が設立される直接的な契機となったのは、世界的な森林資源の減少、とりわけ熱帯林における過剰な伐採の問題であった。1980年代の後半には、基準の異なるさまざまなラベリング制度が出現したが、こうした中で国際的な統一ラベリング制度の創設を望む声が高まり、1993年、さまざまな利害関係を有する関係団体の合意のもとFSC（森林管理協議会：Forest Stewardship Council）が創設された（FSC, Web）。現在、世界中すべての森林を対象として、ラベリングを伴う形で実施されているものはFSCのみであり、わが国においても森林認証制度への取り組みの現状はFSCを中心に展開している。

FSCによる認証

FSCは「環境保全の点からみて適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理を推進すること」を目的とした非営利のNGOである。社会（先住民、社会運動）、環境（環境団体）、経済（林業、木材）といった、対立関係にあったグループを一体化し、利害関係の均衡を図るよう運営されている（WWF Japan, 1996）。

FSC認証は、「森林管理に関するFSCの原則と基準」に基づいて行われる。この「原則と基準」は世界中すべての森林（植林地を含む）に平等に適用される（WWF Japan, 1996）。また国や地域別に、「原則と基準」に整合したより詳細な基準を定めた個別のガイドラインが作成されている。この個別ガイドラインにおいては、実際の森林施業におけるかなり詳細な数値基準（例えば伐採面積の上限など）が規定される（わが国を対象としたガイドラインは、現在のところ作成されていない。すでに策定された英国におけるガイドラインは、藤原, Webを参照）。

認証はFSCが直接行うのではなく、FSCによって認定された第三者評価機関（7機関、日本にはない：2000年5月現在）によって行われる。FSCによって定められた「認証機関のためのガイドライン」のもと、各認証機関はそれぞれ独自の理念と基準とに従って認証作業を行っている（認証機関の例としてSCS, Web; The Rainforest Alliance, Webを参照）。認証を受けようとする森林の所有者ないし管理者は、多分野の専門家からなる評価チームによって次の二段階からなる審査を受ける。

1. 森林管理の認証

「原則と基準」および各国（地域）に適合した認証基準に基づいた審査が行われる。ただし国（地域）別基準が未策定の場合には、新たに設定された独自基準に基づき審査される。

2. 加工・流通過程の管理の認証（CoC：chain of custody 認証）

生産された木材・製品が、認証されていない森林からの製品に混ざっていないことが審査される。

これらの基準に定められた要求を満たすと、当該森林の所有者ないし管理者に対して認定書が交付され、FSCのロゴマークの使用が認められる。

現状と今後への展望

FSCによって認証された森林は、世界32カ国、200カ所を越え、総面積は1,750万haに達している（2000年5月現在、FSC, Web）。この背景には、世界銀行などの国際機関や主要生産国の賛同を得ていることがあげられる。また一方では、認証された森林から生産された製品の流通・販売を促進していこうという企業グループの設立も各地域で急速に進んでおり、無視できない。今後、必ずしもFSCが世界標準になるとは限らないが、各国の取り組みいかんによっては、事実上強制力を持つ国際標準になる可能性があり得よう。わが国においては、これまで品質や環境評価に関する情報提供に関しての取り組みは、諸外国に比べて立ち遅れていたといえる。しかし本年（2000年）2月に三重県の速見林業が国内初のFSC認証を取得したことを契機に、認証取得の効果や課題について議論が高まっている（藤原, Web; WWF Japan, Web）。認証された木材製品に対する消費者の潜在的な要求はかなり高いことが示されており（栗山, 1999）、近い将来わが国においても、多くの森林が認証取得に向けて取り組むであろうことが予測される。こうした観点から、早急に認証制度導入の是非について議論することが必要である。

先にも述べたように、わが国においては、FSCによる国（地域）別のガイドラインは未策定である（速見林業の場合は、審査にあたったSCS[米国の評価機関]の独自基準が用いられた：認証基準・概要書については藤原, Webを参照）。ガイドライン策定にあたっては、長期モニタリングなど科学的な根拠が重要であり、それぞれの地域の自然・社会条件に基づいた「ローカルなスタンダード」が、国際的な評価を勝ち得る必要がある。その意味で、われわれ北大演習林が過去から現在にわたって行ってきた森林への働きかけを、持続可能性や生物多様性・森林機能の保全という観点から再評価し、スタンダード作成の議論に耐えうる客観的なデータを蓄積することが、もう一方で急務である。

引用文献

- 1) WWF Japan (1996) WWF ガイド森林認証制度'96, 36pp.
- 2) 栗山浩一(1999) 木材認証制度の導入可能性について, 平成9,10年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書「世界の木材貿易の動向と木材認証制度の導入可能性に関する研究」(研究代表者:石井寛), p35-54.

関連ホームページ

- 1) FSC (Forest Stewardship Council): <http://www.fscoax.org/>
- 2) 藤原敬: http://www.dd.iij4u.or.jp/_fujiwara/
- 3) SCS (Scientific Certification Systems): <http://www.scs1.com/>
- 4) The Rainforest Alliance: <http://www.rainforest-alliance.org/>
- 5) WWF Japan: <http://wwfjapan.aapc.co.jp/>